

平成30年度

1級 建築施工管理技術検定

別添資料

実務経験年数に算入できる 職業訓練について

平成30年度より、職業能力開発促進法に規定される職業訓練等のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できるようになりました。

1. 認定を受けている職業訓練

平成29年11月現在、実務経験年数への算入を認定されている職業訓練は2頁の一覧表のとおりです。ご自分が修了した職業訓練が認定されていれば、実務経験年数に算入することができます。

国土交通省では、訓練施設からの申請に基づき随時認定を行っております。最新の情報は本財団ホームページにてご確認ください。

2. 算入できる実務経験年数

職業訓練ごとに実務経験への算入が認められた期間(実務経験認定期間)が定められています。一覧表の「実務経験認定期間」欄をご覧ください。

実務経験年数の算定にあたっては以下の制約事項に留意してください。

- ①職業訓練の実務経験認定期間を算入できるのは、受検資格を満たすために必要となる実務経験年数の3分の2までです。
(例) 受検資格を満たすために3年の実務経験年数が必要な場合を例にとると、職業訓練の実務経験認定期間を算入できるのは、最大で2年までです。残りは工事現場における実務経験年数を加えて3年の受検資格を満たす必要があります。
- ②複数の職業訓練を修了した場合であっても、実務経験年数に算入できる職業訓練は一つだけです。
- ③職業訓練施設に在籍していた期間と、工事現場における実務経験期間との重複は認められません。
- ④受検申請時点で未修了の職業訓練は、実務経験年数に算入できません。
- ⑤1年以上の指導監督的実務経験に対しては、職業訓練の実務経験認定期間を算入することは認められていません。工事現場における指導監督的実務経験が1年以上必要となります。

3. 受検申請書への記入方法

実務経験年数に算入する職業訓練は、実務経験証明書[**B** 票]の **B-2** 欄に記入してください。訓練施設の名称、訓練科の名称、訓練施設への在籍期間、実務経験認定期間を記入する必要があります。3頁の記入例にならってください。

4. 添付書類

職業訓練に関する添付書類として、訓練施設から交付された修了証書のコピーを添付してください。

5. 国土交通省の認定を受けている職業訓練一覧表

※実務経験認定期間は、職業訓練施設に在籍していた期間とは一致しない場合がありますのでご注意ください。

最新の職業訓練一覧表は以下のリンクよりご確認ください

http://www.fcip-shiken.jp/pdf/jitsumunintei_k.pdf

6. 実務経験証明書への記入例（B-2欄の抜粋）

～受検資格を満たすために実務経験年数が3年必要～

- 国土交通省の認定を受けた職業訓練の実務経験認定期間が1年間
- 工事現場において施工管理業務に従事した実務経験が2年間 ……の場合

B-2	勤務先名称・所在地	所属部署（課名）	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容		在職期間中の受検種目に関する実務経験年数	
			主な受検種別・工事内容	従事した立場	（年 月 日）	（年 月 日）
職業訓練	●●● 県立 ■■ 高等職業訓練校		① 木造建築科		② 27年 4月	③ 1年 0ヶ月
					④ 28年 3月	
現場実務	(株) ●●● 工務店	建築部	建築一式工事	施工管理	⑤ 28年 4月	⑥ 1年 0ヶ月
			個人住宅新築工事	補助	⑦ 29年 3月	
現場実務	同上	同上	建築一式工事	施工管理	⑧ 29年 4月	⑨ 1年 0ヶ月
	同上	同上	個人住宅新築工事		⑩ 30年 3月	
平成30年3月末までの建築工事に関する実務経験年数（①～④）の合計年数を記入			合計	⑪	⑫ 3年 0ヶ月	

受検資格を満たすために必要な実務経験年数の全てを職業訓練でまかなうことはできません。実務経験年数の3分の1以上は、工事現場において施工管理業務に従事した実務経験が必要です。工事現場における実務経験の記載方法は、受験の手引16～19頁の記載例を参考にしてください。

職業訓練の実務経験認定期間と工事現場における施工管理業務の実務経験年数の合計を記入。

【ご注意】

① 実務経験証明書の **B-1** 証明者欄、**B-3** 指導監督的実務経験欄、**B-4** 誓約欄も正しく作成する必要があります。受験の手引16～19頁の記載等を参照しながら、ご自身の実務経験を適正に証明してください。

② 職業訓練を含めなくても受検資格を満たせる場合には、職業訓練に関する情報は記入不要です。